

介護予防・日常生活支援総合事業
（新しい総合事業）
事業者説明会

平成28年7月20日（木） 午後4時～

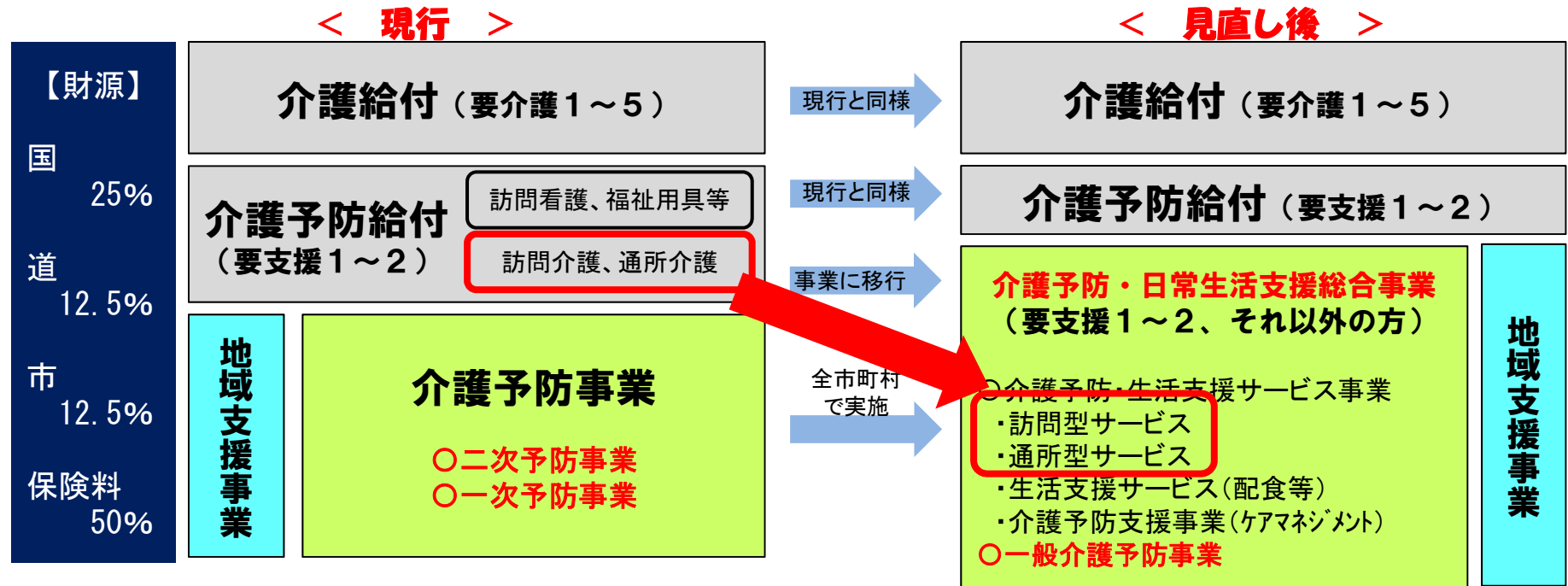
根室市 市民福祉部 介護福祉課

説明会の内容

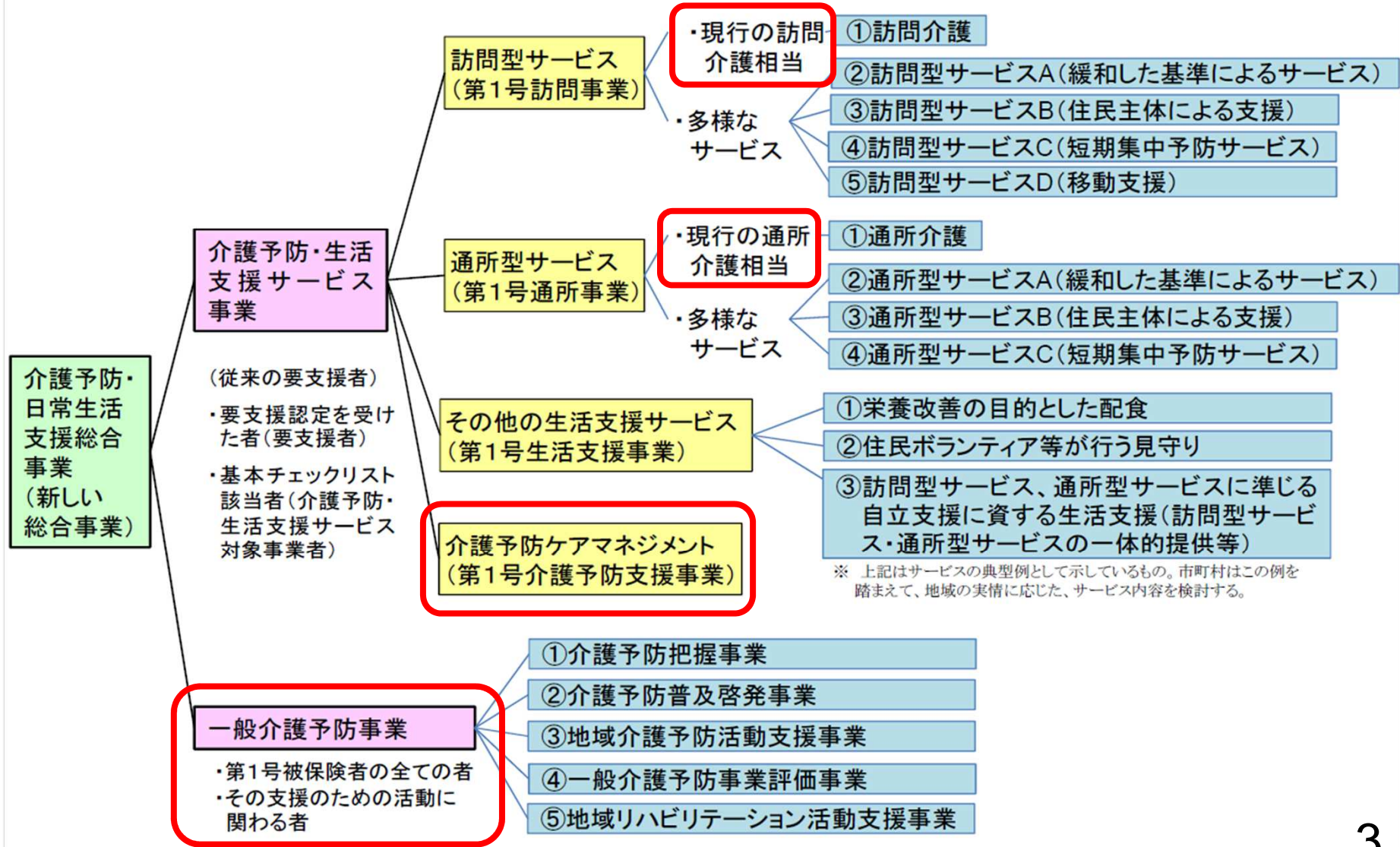
- ① 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の概要
- ② 根室市における総合事業の移行当初のサービス
- ③ サービスの種類・基準・単価
- ④ 報酬の請求・利用者との契約
- ⑤ まとめ

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の概要

- 平成26年度の介護保険法改正により創設された制度。全ての市町村が平成29年4月までに実施。
- 根室市では、平成29年4月に移行。
- 予防給付のうち、訪問介護と通所介護は、これまでの全国一律の基準から、各市町村の「地域支援事業」に位置づけられた総合事業の訪問型サービスと通所型サービスに移行。
- 総合事業は介護保険制度に位置づけられた事業であり、財源構成はこれまでと変わりません。



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

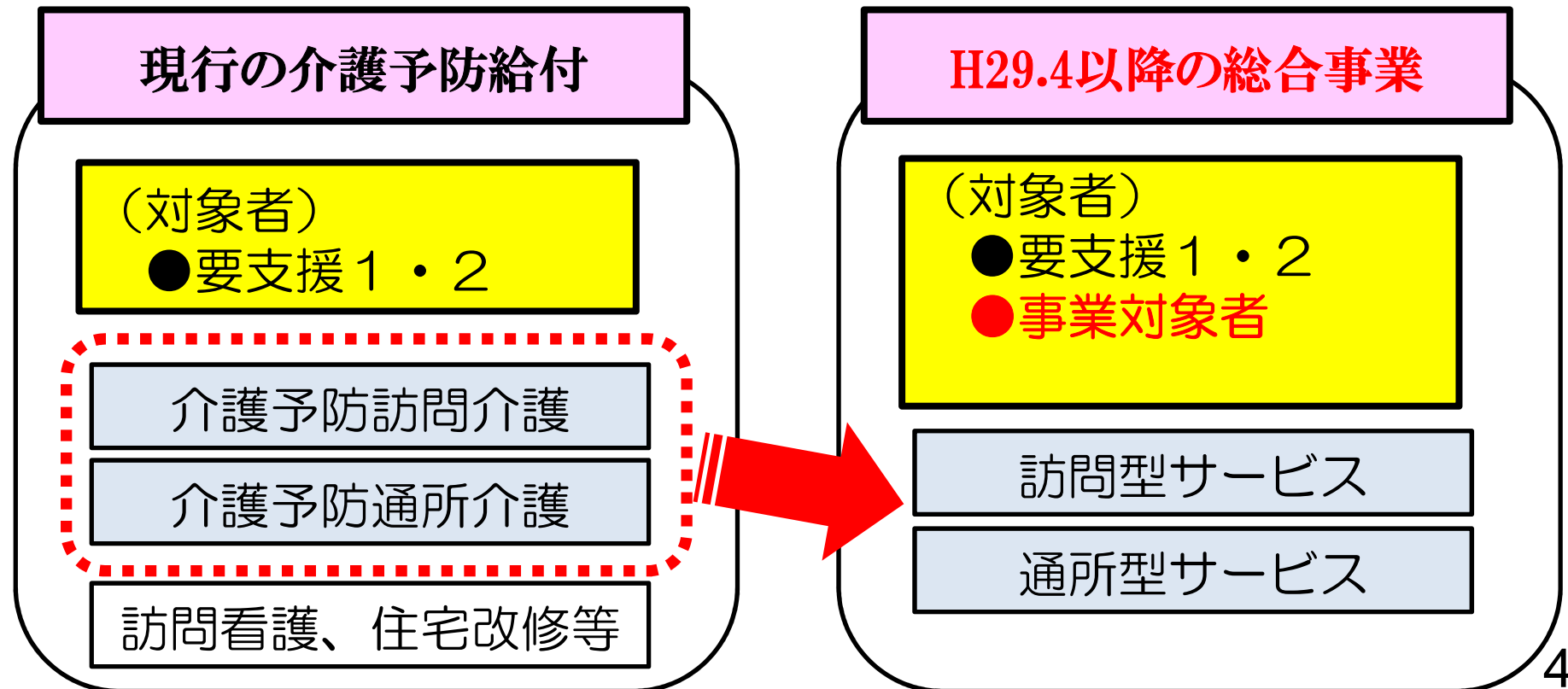


総合事業の対象者（事業対象者）について

総合事業を利用できる方は、『要支援1～2の方』と『事業対象者』です。

●事業対象者とは・・・

厚生労働省が作成した基本チェックリスト（25項目の質問）に「はい」「いいえ」で答え、その結果で事業対象の基準に該当するか判断する。（有効期間の終期設定は無い）



介護予防ケアマネジメントの対象者

- (対象者)
- ・ 要支援者
 - ・ 事業対象者

※要支援者で、予防給付によるサービスのみを利用する場合、
もしくは予防給付によるサービスとサービス事業の両方を利用
する場合は・・・

⇒ 今までどおり、

「介護予防支援」として扱う。

種類	要支援者 (予防給付のみ)	要支援者 (予防給付+ サービス事業)	要支援者 (サービス事業の み)	事業対象者
介護予防 ケアマネジメント	×	×	○	○
介護予防支援 (予防給付)	○	○	×	×

訪問型サービスの類型（国のガイドラインより）

○訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
 ○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障のある症状・行動を伴う方 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な方 等	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

通所型サービスの類型（国のガイドラインより）

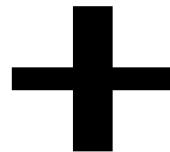
○通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
 ○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	③通所型サービスB （住民主体による支援）	④通所型サービスC （短期集中予防サービス）
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者（例）	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）

総合事業移行当初のサービス

- 現行の予防給付相当サービスについて、基準・単価を維持して実施。
- 多様なサービス(A~C)については、今後の状況を踏まえながら検討する。

	現行相当	サービスA (基準緩和)	サービスB (住民主体)	サービスC (短期集中)
訪問型	◎ 現行基準を維持	△ 検討	△ 検討	△ 検討
通所型	◎ 現行基準を維持	△ 検討	△ 検討	△ 検討



一般介護予防事業

- ◎身近な地域で取組める介護予防事業の拡充
- ◎住民運営の通いの場づくり

総合事業への移行について

	平成29年3月	平成29年4月	平成30年4月
H29.4.1 移行	予防給付のみ	予防給付と 総合事業が 混在	総合事業のみ

- 平成29年4月以前から予防給付サービスを使用している要支援者については、その方の認定更新等までは、それまで利用されていた予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）をそのまま利用していただきます。
- 平成29年4月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用される場合は、総合事業のサービスになります。
- 要支援者の認定有効期間は、最長12ヶ月ですので、根室市は、平成29年4月から平成30年3月まで予防給付と総合事業が混在することになります。
- 平成30年4月から完全移行となります。

指定等の基準について

現行の予防訪問（通所）介護相当の基準

旧介護予防訪問介護や旧介護予防通所介護と同一の内容を、『総合事業のサービス』として規定。

⇒ **指定・人員・設備・運営基準等も従来と同様**

訪問型サービスについて

- 現状の介護予防訪問介護は、月額包括報酬とされているため、総合事業における報酬単価も同様とする。
- 基本的には、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）を準用

単価等の設定について（現行相当）

	予防訪問介護相当サービス	内容等
単価	【月額包括報酬】	現行の予防訪問介護と同様
	●訪問型サービス費(I) 週1回 1,168単位 ⇒ 事業対象者、要支援1~2	
	●訪問型サービス費(II) 週2回 2,335単位 ⇒ 事業対象者、要支援1~2	
	●訪問型サービス費(III) 週2回超 3,704単位 ⇒ 事業対象者、要支援2	

通所型サービスについて

- 現状の介護予防通所介護は、月額包括報酬とされているため、総合事業における報酬単価も同様とする。
- 基本的には、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）を準用

単価等の設定について（現行相当）

	予防通所介護相当サービス	内容等
単価	【月額包括報酬】 事業対象者・要支援1（週1回程度） 1,647単位 事業対象者・要支援2（週2回程度） 3,377単位	現行の予防通所介護と同様

訪問型・通所型サービスの留意事項

- ①H29.4.1以降、根室市の要支援認定者に提供する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、認定の有効期間の切れる利用者から順次、総合事業によるサービスへ移行する。
- ②総合事業によるサービスの提供には、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要。
- ③更新の場合は、変更に係る契約書等を作成し、同意を得た上でサービス提供を開始することが必要。
- ④一単位あたりの単価は現行どおり
- ⑤請求は従前どおり国保連に対して行うが、サービスコード表は変更となるため、現行サービスと混同しないよう注意が必要。

介護予防ケアマネジメントについて①

●当分の間は、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第129号）を準用するため、現行の介護予防支援相当の介護予防ケアマネジメントである介護予防ケアマネジメントAのみを実施。

単価等の設定について

	介護予防ケアマネジメント	内容等
単価	介護予防ケアマネジメントA ※ 単価は430単位	介護予防支援と同等のサービス

※初回加算：300単位

※1単位あたりの単価は現行どおり

介護予防ケアマネジメントについて②

初回加算

現行の指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じて算定

- ① 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合
- ② 要介護者が要支援認定を受ける又はサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合

※ 予防給付を受けていた方が、要支援の認定有効期間の満了の翌月からサービス事業対象者として総合事業のサービスへ移行する場合は算定対象外となる。

介護予防ケアマネジメントの留意事項

- ① 支給限度額・・・ 現行どおり

事業対象者	5,003単位
要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位

- ② 給付管理の対象となるサービス
(予防訪問介護相当、予防通所介護相当)

- ③ 契約書 (包括⇔居宅介護支援事業所、包括⇔利用者)
 - ・ 包括と事業所間で結ぶ委託契約書は、再度、取り交わす必要はありません。
 - ・ 包括と利用者間の契約書は、再契約が必要。
(変更に係る契約書等による対応で可能)

総合事業を開始するための手続きについて①

事業者の指定

- ①平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けていた事業者

平成27年4月1日に総合事業の指定を受けたものとみなされます。（みなし指定）

指定の有効期間は、平成30年3月31日までです。

※みなし指定は、全市町村に効力が及びます。

⇒ 指定申請は不要です。

- ②平成29年4月1日からの総合事業の事業者指定

平成27年4月1日以降に指定された事業所については、みなし指定の対象になりません。総合事業を開始するための手続きが必要になります。

⇒ 指定申請が必要です。

国保連への請求（サービスコード）について

介護予防訪問型サービス

●サービスコード	みなし指定事業者	A1
	H29.4.1以降指定	A2

※加算・減算は、介護予防訪問介護と単位数・項目ともに変わらない。

※地域単価は、『10円』です。

介護予防通所型サービス

●サービスコード	みなし指定事業者	A5
	H29.4.1以降指定	A6

※現行の介護予防通所介護と同じ内容。

※加算・減算は、介護予防通所介護と単位数・項目ともに変わらない。

※地域単価は、『10円』です。

ま と め

- 平成29年4月1日より、根室市は総合事業へ移行。移行当初は次の2種類です。
 - ①介護予防訪問介護相当サービス
 - ②介護予防通所介護相当サービスいずれも指定事業者制度による国保連合会を経由した審査・支払で実施。
- 平成29年4月1日より、根室市の被保険者に提供する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、4月1日認定更新の方から順次、総合事業に移行します。
- 報酬は従来予防給付と同様、月額包括払いとします。月途中でサービス提供が開始又は終了する場合は、日割×サービス提供日数で算定します。
- 請求は従来どおり国保連合会に対して行うが、サービスコードは変更となります。
- 総合事業によるサービス提供には、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要。これに伴い、一部文言の変更が必要です。

本日の説明内容に関するお問い合わせ先

根室市 介護福祉課 地域包括支援担当

電話 0153-23-6111

FAX 0153-29-2266

Eメール : Sim_kaigof@city.nemuro.hokkaido.jp

ご不明な点がございましたら、質問票によりお問合せ下さい。
寄せられたご質問については、
市ホームページで回答いたします。